学校いじめ対応マニュアル

八幡市立美濃山小学校

早期発見／早期対応

認識の基本姿勢

○いじめの定義
　・当該児童が一定の人間関係のある者から
　・心理的、物理的な攻撃を受けたことにより
　・精神的苦痛を感じているもの
○起こった場所は学校内外を問わない。
○いじめかどうかの判断は、いじめられている児童の立場に立って行う。
○いじめは、どの学校でも起こりうる。
○早期発見・対応のためにも、児童一人一人の変容を見逃さない。
○日常的に家庭と積極的に連携する。
○「してはいけないことは、してはいけない」という粘り強い指導を行う。
○あたたかい人間関係を基盤とし、児童一人一人を大切にした共感的な集団づくりに努める。

いじめの
発生　発見　認知

児童　関係機関　保護　教職　地域住民

担任　学年主任　学年教員
生徒指導主任　教育相談部長

校長　教頭

SW　SSW　所轄警察署
家庭児童相談室　児童相談所
教育支援センター　民生児童委員

教育委員会

事実の聞き取り　事実関係の把握
○被害児童　○被害児童の保護者
○関係児童　○他の保護者

いじめ対策委員会

【常設委員会】校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、教育相談担当
【拡大委員会】常設委員会委員、関係学年教員、養護教諭、ＳＣ、ＳＳＷ　等

情報の収集・分析・整理　―　基本的な対応策の検討　―　緊急対策の検討

職員会議
=共通理解=
=組織的対応=

指導の基本姿勢

○いじめられた子どもの立場に立ち、心に寄り添った指導を行う。
○いじめられた子どもの安全を含め、守り通す姿勢を貫く。
○「いじめは人として絶対に許されない」という毅然とした態度を示す。
○いじめられた子どもの心の痛みをわからせる。

対応の基本姿勢

○事実関係の把握を迅速かつ正確に行う。
○学校全体で組織的に対応する。
○保護者としっかりと連携する。
○自らの言動も注視しながら、教職員として自覚と責任を持った指導を行う。
○当面の対応と長期的展望に立つ指導を行う。
○解決したと思われる場合も、継続して(3ヶ月目処)十分な観察・注意と必要な指導を行う。

具体的対応

当該児童への支援及びケア **当該児童保護者との連携**	**相手児童への支援** **相手児童保護者との連携**
当該学級保護者への説明、協力依頼	**学級・学年児童への指導** **（緊急・個別・一斉・短中長期）**
関係機関との連携、対外的な対応 **教育活動への反映**	**全校児童への指導** **（緊急・個別・一斉・短中長期）**

保護者・地域への啓発、協力依頼

いじめ対策委員会

対応結果の検討と分析　―　再発防止策の検討　―　今後の方針

職員会議
研修

学級
○あたたかい人間関係の醸成
○なかまＧＴＳ
○日常的な観察

○構成的グループエンカウンター
○なかまグループ活動
○ハインリッヒの法則、割れ窓理論

○育てるカウンセリング
○ピアサポート活動
○攻めの生徒指導

学年

校内
○教育相談体制の組織的運用　○校内研修の充実
○教育相談部会、生徒指導部会の定期開催
○ＳＣ・ＳＳＷとの連携
○心を開く学校環境や雰囲気づくり

○家庭訪問や懇談等を通じての保護者との情報交流
○ＰＴＡ役員等との日常的な情報交流
○地域からの情報収集
○関係機関・団体等との日常的な連携

校外